

第四十八回 参議院内閣委員会 會議録 第三号

昭和四十年二月四日(木曜日) 午前十時四十三分開会

委員の異動

二月三日

辞任

堀本 宜実君
北條 鶴八君

補欠選任

八木 一郎君
鬼木 勝利君

二月四日

辞任

上林 忠次君
三木與吉郎君
八木 一郎君

補欠選任

後藤 義隆君
中野 文門君
堀本 宜実君

出席者は左のとおり。

委員長

柴田 栄君

理事

栗原 祐幸君
伊藤 顕道君

委員

後藤 義隆君
堀見 俊二君
中野 文門君
堀本 宜実君
村山 道雄君
中村 順造君
田畑 金光君

國務大臣

法務大臣 高橋 等君
大蔵大臣 田中 角榮君
通商産業大臣 櫻内 義雄君
運輸大臣 松浦周太郎君
國務大臣 高橋 衛君

政府委員

防衛政務次官 高橋清一郎君

防衛庁長官官房

小幡 久男君

防衛庁教育局長

島田 豊君

防衛庁参事官

麻生 茂君

防衛庁参事官

志賀 清二君

防衛施設庁長官

小野 裕君

防衛施設庁総務部長

沼尻 元一君

防衛施設庁施設部長

財満 功君

防衛施設庁施設官房長

村上孝太郎君

法務大臣官房司

鹽野 宜慶君

法法制調査部長

谷村 裕君

大蔵大臣官房長

熊谷 典文君

通商産業大臣官房長

堀 武夫君

運輸大臣官房長

堀 武夫君

本日の會議に付した案件

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国の防衛に関する調査(青森県三沢射撃場における航空自衛隊機の誤射事件に関する件)

(太田大泉飛行場及び水戸射撃場の返還問題に関する件)

(米軍の航空機事故に関する件)

○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(柴田栄君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず委員の異動について御報告いたします。

昨日北條鶴八君、本日上林忠次君、三木與吉郎君が委員を辞任せられ、その補欠として鬼木勝利君、後藤義隆君、中野文門君が選任せられました。

○委員長(柴田栄君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。松浦運輸大臣、
○國務大臣(松浦周太郎君) ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、運輸省の所掌事務に、委託による飛行場の工事の施行に関する事務を加えることとあります。

飛行場の工事は、特殊な技術と経験を要するものでありますので、地方公共団体等が飛行場を設置する場合は、必ずしもその工事を実施することが困難な場合も生じますので、そのような場合、必要と認めますれば国が委託に応じられることとしたのであります。

改正の第二点は、港湾審議会に港湾の管理に関する重要事項を調査審議させることとあります。

港湾審議会は、港湾計画等港湾の開発に関する重要事項を調査審議する機関であります。最近における港湾の急速な発展、港湾整備五カ年計画の改訂等に伴い、港湾管理者の財政基盤の強化、港湾施設の効率的な使用の確保、広域港湾のあり方等港湾の管理に関する諸問題についても検討する必要が生じてきたのであります。したがって、これら

従前からの港湾の開発の問題とあわせてこれらの問題についても同審議会を調査審議することとしたのであります。

改正の第三点は、臨時鉄道法制調査会の廃止に伴う関係規定の整備を行なうこととあります。

臨時鉄道法制調査会は、鉄道に関する法制に関する重要事項を調査審議するため昭和三十八年四月に設けられたもので、その存続期限は本年三月三十一日までとされております。同調査会は、発足以来二十数回にわたる審議を重ね、近くその審議を終る運びとなりましたので、このたび同調査会の廃止に伴う関係規定の整備をいたすこととしたのであります。

改正の第四点は、港湾建設局の所掌事務に飛行場の建設、改良及び災害復旧に関する国の直轄の土木工事の施行に関する事務を加えることとあります。

飛行場の建設等の工事は、現在、航空局と航空保安事務所で行なっておりますが、地方支分部局である航空保安事務所は航空機の運航の安全に関する事務を主としております関係上、その工事は大部分は本省の航空局で行なっており、そのため、工事の実施においてとくに円滑を欠く状況であります。したがって、今回、土木工事を専門に実施しております港湾建設局にこの飛行場の建設等の工事に関する事務を移し、所掌事務の合理化をはかることとしたのであります。これに伴いまして、港湾建設局の管轄区域に若干の修正を加えることといたしました。

改正の第五点は、事務の円滑な処理をはかるため、運輸省の常勤の職員を三万二千五百六十一人から三万二千七百三十四人に改めることといたしましたのであります。

このほか、空港整備事業の事務費を港湾整備勘定で経理するため、この法律案の附則で港湾整備特別会計法の一部を改正することといたしましたのであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(柴田栄吉) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄吉) 法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。高橋法務大臣。

○国務大臣(高橋等君) 法務省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明申し上げます。

この法律案の改正点の第一は、法務省における定員規模の適正化をはかるため、法務省の職員定員を改めようとする点であります。

法務省におきましては、法務省設置法第十三条の十七において、その職員定員が定められているのでありますが、今回の改正は、これを、法務本省について九十八人増加しようとするものであります。右の人員は、すべて法務省における業務の運営の適正化をはかるための新規増員であります。なお、この増員は、法務局及び地方法務局における登記事務の増加に対処し、並びに少年院を新設するため必要やむを得ないものであります。

改正点の第二は、鈴蘭台学園の名称及びその位置を変更するとともに、青森県東津軽郡平内町及び帯広市に少年院を新設しようとするものであります。まず、鈴蘭台学園の施設は、その老朽の度がはなはだしいのみならず、同学園の構内には公道が縦貫しており、さらに周辺地域一帯が近年住宅地として急速に開発されている等の事情にかんがみ、現在においては少年院の所在地として不適当な環境となつてまいりましたのであります。そこで、政府といたしましては、早急に同学園の施設を他に新営すべく鋭意努力いたしました結果、兵庫県加古川市所在の固有地の一部を新施設の敷地とし、近く少年院を開設し得る運びとなりました。

で、同学園の位置を右加古川市に変更するとともにその名称を播磨少年院と改めようとするものであります。次に、少年院における教化活動を充実強化して、非行少年に対する矯正教育を有効適切ならしめるため、少年院を増設する必要があると認められますので、青森県東津軽郡平内町及び帯広市に新たに青森少年院及び帯広少年院を設けようとするものであります。

最後に、法務省設置法の別表の整理についてであります。村を町とする処分に伴い、法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域を定めている同法の別表三について整理の必要が生じたので、所要の整理を行なうとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決ください。よろしくお願いいたします。

○委員長(柴田栄吉) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄吉) 次に、国防衛に関する調査を議題といたします。

ただいま政府側より高橋防衛務次官、小幡官房長、麻生、志賀両参事官、島田教育局長、小野防衛施設庁長官、沼尻総務部長、財満施設部長が出席しております。

質疑の通告がありますので、これを許します。伊藤君。

○伊藤君 新聞の報道によりますと、去る二日の日に、米軍の三沢基地近くで、航空自衛隊のF104Jが標的を誤認して誤射したという事件がございました。もう日もだいぶたっておりますので、この真相をありのまま詳細具体的にまず御報告いただき、その報告に基づいて若干質問をいたしたいと思います。

○政府委員(高橋清一郎君) 三沢射場の誤射事件につきまして御報告申し上げます。二月二日の十時三十分ころであります。青森

県三沢射場におきまして空対地の射撃訓練中の航空自衛隊第二航空団所属F104二機編隊の二番機、操縦士は板垣肇二等空尉であります。この二番機は、三沢射場標的南方約二キロの高瀬川放水路工事現場にありました佐川組所有のブルドーザー等五台を標的と誤認いたしました。その付近を誤って射撃いたしました。幸いな次第でございまして、人員、物件につきましては幸いにいたしまして被害はございません。

なお、本件は操縦士の過失によるものでございまして、まことに遺憾にたえません。深くおわび申し上げます。次でございまして、詳細につきましては政府委員より説明させていただきます。

○政府委員(島田豊君) ただいまの事故の概要につきましては政務次官から御説明いたしましたとおりでございますが、細部につきまして若干補足して御説明申し上げます。

この編隊は、千歳の第二航空団を出発します前に、現地の標的の状況等につきまして説明を受けて出発しておりますが、この射撃を実施いたしました十時三十分の約十分前、十時二十一分、標的を北にかけて高度約二百フィートの上空で通過をいたしました。その後、標的の上空通過後に右旋回して海上に出ました。第一番機は射撃線に入り射撃を終了いたしました。同じ要領で十時三十分正の進路に入って射撃をいたしましたのであります。問題の二番機は一番機の後方約二千五百フィートの間隔で追従いたしました。標的の位置と判断いたしました地点に黄色の物体数個を視認しましたので、射撃を距離約二千フィートから約千六百フィートの間、高度約三百フィート—百メートルでございまして射撃をいたしました。こういうことでございまして、当時の射撃は三メートルの立方体の標的を六個設置いたしておったのでございまして、これは黄色で、当時非常に天候が悪くて、雲高が約二千八百フィート、視程が三マイル、海上におきましてはみぞれが降っておったという天候でございまして、地上

は雪におおわれておりますので、黄色い標的を設置いたしておりますが、たまたま標的と誤認いたしました。この佐川組の工事現場にありましたブルドーザー等の物体がやはりこれも同じ黄色でございまして、そこに標的と誤認したという実情でございました。そこが標的と誤認したという実情と誤認いたしました。工事現場に向かって射撃した。こういうことでございまして、ただいま政務次官から御説明ございましたように、これは操縦士の過失でございまして、まことに遺憾にたえない次第であります。

○伊藤君 御説明によって概要がわかったわけですが、政務次官の、また相次いで御説明でも、これは操縦士の過失だということに簡単に片づけておるわけですか。私はそうじゃないと思っております。そういうことについては、順次順を追うてお尋ねしたいと思っております。そこで、あまり問題がなかった、損害はなかったということですが、このことについては、大いに異論があるわけですか。なるほど生命、身体、そして民家の財産等には支障はなかったとありましようけれども、その人心に与えた不安という、精神上の不安というものはぬぐうべくもないと思っております。精神上のものについては、問題にしないといえれば話は別ですが、けれども、そういうことではないと思っております。人心に不安を与えたということについては、大いに問題がある。しかも民生安定ということを高らかに標榜しておる防衛庁が、そういう民生の安定という点からだけ考えても、精神上の不安はぬぐうべくもない。こういう問題については、順を追うてお尋ねするわけですが、まずお伺いしたいのは、F104Jに搭載してあるいわゆる機関砲ですね、これは具体的にどの口径とか、威力です。ね、こういうものについてまず第一御説明いたしたいと思います。

○政府委員(島田豊君) F104に搭載しております機関砲は二十ミリ機関砲でございます。当日使用いたしましたのは訓練弾でございます。当日は二百発搭載しております。性能といたしましては

一分間に四千五百発を発射できる機関銃でございます。

○伊藤頭道君 ところで、ブルドーザーを標的と誤認して誤射したわけですが、そのたまは幸いに射撃があまり的確でなかったで、むしろ幸いがあった、もしブルドーザーに当たれば、ブルドーザーには操縦士が乗っておたわけです。射撃が不正確であったので、人命は助かったわけですが、こういう威力を持った、しかもたまは一発でも当たれば、人間のからだは吹っ飛んでしまふと思ふのですが、幸い射撃に關する限り未熟であつたので、いづれに標的を避けた。そういうことでありますけれども、新聞などの報道によると、前後の距離は約一メートル、それが百メートルに及んで発射された。そういう実情をもう十分御調査の上と思ふので、そういう点についてもお知らせいただきたい。

○政府委員(島田豊君) 当日発射されました弾丸は八十四発でございますが、一台のブルドーザーの左右二メートル内外の地点に着弾いたしております。

○伊藤頭道君 それでは私の問いにまだお答えしてないのですが、前後大体どのくらいの距離に、地上に落ちるものか、そうして延長は、最初のたまたま最後のたまたまの距離ですね、こういうことが一緒に關係するわけですね。市街に、もしその辺に民家があつたら、たとえば百メートルの距離であつたとすれば、ブルドーザー自体は幸い無事であつたけれども、百メートル前方の民家に当たつたとか、そういうことになるわけですね。その距離はどのくらいですか。間隔と想定距離。

○政府委員(島田豊君) 距離、間隔につきましては私実は詳細にまだ調べておりませんが、当日の事故の状況を申し上げますと、二メートル内外の地点に集中的に着弾したというふうに承知しております。

○伊藤頭道君 まだ調査してないという、これはちよつとおかしいですね。もうその当時、いち早く大新聞は論調をそろえて、その距離は、ま

たまたまの距離は約一メートルで、最初のたまたま最後のたまたまの間は約百メートル、こういうこととはちやんとする新聞は報道しておる。そう根拠のないことではないですね。現地に行つて現地で調査した結果をどういうことになつておるわけですか。しかも先ほどの御説明では、この二十ミリの、これはバルカン砲だと思はれますね。バルカン砲でしよう。一分間に五千発近くも発射される。こういうことだと、結局人間の住んでおる近くではなかなかこういう射撃は不適当だと、こういう地点で、たとえ標的の近くでも射撃場の近くでこういう訓練をやることは非常に危険だと、そういう結論になると思はれます。当日は、たまたま八十四発撃つたということでありませうけれども、一分間に約五千発近く発射されるということである、その五千発のたまたまの距離が約一メートルと計算すると膨大な距離になるわけですね。したがつて、こういう点についてはどういふふうに認識しておられますか。

○政府委員(島田豊君) 現在、104の対地射撃は三つの射撃場で実施したのが初めてでございます。したがつて、射撃場の状況に就いては、射撃についていろいろの基準を定めまして、そういう場外にこれが飛散するといふような事故が起らない方法で射撃をする、こういうことになつておるわけでございます。

○伊藤頭道君 ただいまもお伺ひしたように、標的と誤認したブルドーザーは標的から約千五百メートルほど離れたところにあるわけですが、これはピストルとかあるのはライフル銃の射撃場であるならば、その射撃場から千五百メートルも離れておれば、安全とわれわれでも認められるわけですね。ところが、これは空対地の、しかもマッハ二以上も出し得るF104Jからの射撃だとすると、これはわれわれが計算してからも一秒狂りと地上では約六百メートルの距離になるわけですね。一秒間に、ちよつと視測を間違ふと、こういうことになる、二秒間間違ふと千二百メートルということになるので、よほど人家から離れ

たところはその射撃場を置かないと相当危険が伴うのではなからうかと、われわれしろうとでもそういうふうな感知されるわけですね。この点はどうなんですか。

○政府委員(島田豊君) この三つの射撃場は、当日は南から北に向けて射撃をいたしておりましたが、本来は東西、要するに海面に向かって射撃の範囲が設定されておるわけでございますが、当日は非常に、先ほど申しましたように、海上の天候が悪くて気象条件が悪いので臨時的に南から北へ、こういう射撃をしたのでございませう。したがつて、当然たまたま伊藤委員からお話ございましたように、非常にスピードが速い飛行機でございませうので、操作につきましては十分をういう点は考慮に入れて訓練したということでございます。

○伊藤頭道君 新聞の報道によりますと、米軍の三沢基地の射撃場は東西に長く南北に短い、こういうことになつておるようですが、そういう前提に立つて、平素の訓練は西から東に長いので、西から東の太平洋上に抜ける、こういう日ごろ訓練を繰り返しておつた、こういう説明なんです。ところが、これが間違ひがあれば、この指摘していただきますが、そういう前提に立つと、当日はたまたま東の太平洋上が非常に天候が悪かつた、したがつて、ふだんやらない南から北へやつた、しかも地図を調べますと、標的とブルドーザーは南北大体一直線上にあるわけですね。どちらも、たまたまブルドーザーも黄色いけれども、標的も大体黄色であつた、そういう建物であつた。こういうことで、この当日のパイロットがどのようになつたか、このパイロットがどのようになつたか、これはどういふことであつたか、と何うこととして、これはどういふことであつたか、天候が非常に悪く南から北に、ふだんやらない南から北への訓練をやつた、そういうところに相当無理があるのではなからうかと思ふので、最初の御説明では、これはパイロットの過失であつたと簡単に片づけておる。そのパイロットが特に劣悪の技術の持ち主であれば、これ

はまた過失ということも言い得ましようけれども、説明によると、二尉である、二尉でしよう。相当訓練した者、後ほどいふゆる滞空時間とか、そういう航空歴については詳細お伺ひいたしますが、こういう前提に立つと、最初過失だ過失だと片づけておるのか、こういう情勢、客観情勢から見て、この点はどういふことですか。

○政府委員(島田豊君) 本人は、後ほど御質問がございませうれば、飛行時間等について御説明いたしますが、相当な経験を持つておるわけでございます。そして、一番機は標的に向かひまして、射撃をいたしまして、別に特に支障があるような事態ではなかつたわけでございます。やはり、本人が十分最初、一回上空をパスいたしました場合に、標的を確認しているということが非常に大事なことでございます。なほ、詳細に調査いたしました。その上で、なほ結論を出すことはできませんけれども、やはり大きな原因は誤認だといふふうに考えます。また、さらにそのいふふうに、南北の射撃場の距離が非常に狭いという点から、標的の確認等につきましては、特別の注意を払つてやるべきではないかといふふうに考えられます。

○伊藤頭道君 この問題は、いまお伺ひしている点の一つの大事なポイントだと思ふので、非常に重大です。衆議院の予算委員会に御出席中というので、真にやむを得ないといふことで、政務次官お見えになつておるわけですから、政務次官としてはどうですか。

○政府委員(高橋清一郎君) 実を申し上げますと、この空対地射撃訓練としましては、自衛隊発足より以来初めてでございます。それだけに技術面等におきまして、未熟の点が、なほ、今後大いに検討を要するといふ面が確かにあつたといふことがはつきりわかつた場面ではなからうかと思ふのであります。そういう点から考えますと、これは大きな今後の訓練の場におきまして、

はまた過失ということも言い得ましようけれども、説明によると、二尉である、二尉でしよう。相当訓練した者、後ほどいふゆる滞空時間とか、そういう航空歴については詳細お伺ひいたしますが、こういう前提に立つと、最初過失だ過失だと片づけておるのか、こういう情勢、客観情勢から見て、この点はどういふことですか。

示唆となりまして、こうもしなければならぬ、こうした場合にああもしなければならぬというような、こまかい配慮を伴う場面が、まず検討を要する面が大いに当たると、はっきり正直に申し上げたほうがよからうと思つております。そうした場合にはおきまして考えた場合、まことに遺憾なことであり、誤認といふことで片づける意味ではございませぬけれども、今後正姿勢をもちまして、こうした事故が二度と出まぬように、シビリアンにももちろん政府内等々におきましても密接な連絡をとり、指導そのよろしきを得たいと覚悟をいたしておる次第でございます。

○伊藤頭道君 最初の御説明では、政務次官等にも繰り返しお伺いしておるうちに、これはパイロットの過失であると言いつつ切つておられるわけですが、何らこういう悪条件下に無理強行したという点について反省は一言もなかつたわけですか。重ねてお伺いしているうちに、今後十分この点は検討をしたいと、やや遺憾の意を表している。これは最初お伺いしたように、真相ありのまま御報告いただきたいというところをお願ひしたわけですか。あやまちを二度繰り返してはいかぬという立場からお伺いしているわけですか。そういう点からいふと、はなはだ遺憾だと思ふ。私どももいろいろと考へて、先ほど来説明しておる一秒間狂えば六百メートルも、地上ではそういう離れた距離になつてしまふ、こういう情勢の中で、しかも南北には非常に距離が短い。ふだんは長い東西でやつてゐる。当日は天候が悪い上に、しかも距離が短い。南北の距離を南から北へ、しかも一直線上にブルドーザーが、同じ黄色い色をしておつた。ブルドーザーも標的も黄色い色をした。これは間違つたがむしろ当然ではなからうかと考へておられる。一面です。一面過失もあつたでしようけれども、誤認だから確かに過失ではあつたでしようけれども、ただ過失だけで片づけられる問題ではなからう。こういう点で真相をお伺いしているわけですか。したがつて、ありのまま御報告いただかないと、お答えいただかないと、この問題は解決しないと思つておるのです。

○政府委員(島田豊君) 今後の対策につきまして、ただいま政務次官からお話がありました。長官の指示は飛行教育集団司令官に對して、かたてこういふ飛行の安全、事故の防止といふことにつきまして、厳重に注意をいたしておる。このことにつきまして、この事故にかんがみまして、標的の誤認防止という点につきましては、特に射場内外の偵察を慎重に綿密に実施いたしまして、標的、あるいは標的にまぎらわしい物件の状況につきまして、事前にパイロットに十分な説明をする。また、射撃にあたりましては、標的及び標的間の境界線、射場の境界線の確認を慎重に行なうというところ、それから射場の状況、たとえば地表の状況でありますとか、当日の天候、気象の状況等を十分考慮いたしまして、訓練につきましても無理のない訓練を実施するということ、それから射場の使用統制権者と十分密接に連絡いたしまして、射場の統制を厳正に実施する。たとえば非常に悪天候の場合には、その射撃訓練を中止する、こういうようなことで、今後の事故防止対策をはかるように指示をいたしておるのでございます。

○委員長(柴田栄君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(柴田栄君) それでは速記を起こしてください。
それではただいま質疑の途中でございします。が、この際一時中断いたします。

○委員長(柴田栄君) 通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題として、提案理由の説明を聴取いたします。櫻内通商産業大臣。

○国務大臣(櫻内義雄君) お許しを得まして御説明を申し上げます。
お手元に資料を差し上げましたが、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、通商産業省の本省に貿易振興局を設置することであり、
本省は、激しく変動する国際経済情勢に即応した通商政策を適時適切に展開すべく、現在、通商局において、各般にわたる輸出振興関係の事務、低開発国に対する経済協力関係の事務、近來とみに交渉の深まったガット、OECD等国際機関関係の事務、各種通商協定、貿易取りきめ等二国間交渉関係の事務、輸入自由化関係の事務などきわめて広範囲にわたる事務を鋭意遂行しつつありますが、近時その事務量の著しい増大を見るに至つておられます。のみならず、その多くは対外経済交渉を伴う関係上高度の判断を要するものであるため、一人の局長をもつてはとらうてこれに對処し切れない状況になっておるとともに、他方現在の通商局の規模は各省内部部局に例を見ないほどの膨大なものとなつており、組織面から見ても一人の局長の内部管理能力の限界をこえていゝる実情にありま。

したがつて、現在の通商局を二局に分割して円滑な事務処理体制を確立することが、この際、急務であると考えられ、現下の最大の政策課題である輸出の振興とこれに密接に関連する経済協力とを一体として強力に推進するものとして貿易振興局を新設したいと考へる次第であります。

なお、貿易振興局の設置に際しましては、機構の膨張抑制の見地から、現在の通商局の輸出振興部はこれを廃止することといたしてあります。
改正の第二点は、定員百三十九名の増加であります。

定員につきましても、その新規増加は厳にこれを抑制するの方針で臨んでおりますことは申すまでもありませんが、今回の定員改正は、特許庁の審査審判事務の促進、試験研究所の機能の充実等真にやむを得ない事項について最小限度の増員を行なうとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。改正点はいずれも焦眉の急となつておる事項でありますので、何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。高橋経済企画庁長官。

○国務大臣(高橋衛君) 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。
この法律案におけるおもな改正点の第一は、経済企画庁に、新たに国民生活局を設けること、第二は、国民生活向上対策審議会を改組すること、第三は、経済企画庁の職員を改めることである。以下その内容の概略を御説明申し上げます。

まず、国民生活局の設置について申し上げます。わが国経済は、近年の著しい発展によつて、産業構造の高度化、国際競争力の強化、所得水準の向上、雇用状態の改善など目ざましい成果をあげてまいりました。しかしながら、他方、この間において、ややもすれば、国民生活の質的な面がよろそかにされがちとなり、さらに、その向上を阻害するような諸事情も見られるようになっておるのであります。今後は、これらの阻害要因を積極的に取り除くのみならず、経済成長の成果が真に国民福祉の向上に結びつくよう強力な施策を推進すべきであると思われま。

このような課題に對処していくために、この際独自の使命を持つた国民生活行政が新しく展開される必要があると考へられます。この国民生活行政の理念は、経済発展と社会開発とを調和的、均衡的に推進し、完全雇用を達成し、所得の向上とその格差是正をはかるとともに、物価の安定、生活環境の整備、社会保障の充実などにつとめ、国民全体が豊かで合理的な生活を享受し得るような高度の福祉社会を実現することでありま。

す。

そのため、第一に、将来の合理的な国民生活の水準と構造を究明し、その実現のため、経済諸資源が適正に分配されるよう、各種の施策が果たすべき役割りと位置づけを行ない、総合的、計画的観点から施策の推進をはかつていくことが必要であります。

第二に、消費者物価の上昇や新製品の出現、販売競争の激化等による商品選択の困難、生活環境整備の立ちおくれ等国民の日常生活の面で保護ないし改善されるべき分野がきわめて多くなっておりますので、この面においても総合的観点から一般消費者の保護、生活環境の整備その他国民の日常生活の改善、物価の安定等の諸施策を積極的に推進し、国民の福祉向上に資することが必要であります。

このような考え方のもとに、各省の関係施策を調整し、その整合性を保持しつつ、国民生活の安定及び向上に関する総合的な施策を強力に推進するため、経済企画庁に新たに国民生活局を設置しようとするものであります。

この国民生活局の設置につきましては、さきに、第四十六回国会に総理府設置法等の一部を改正する法律案の一部として提案いたしましたのでありますが、臨時行政調査会の答申を待つて再検討すべきものとして修正削除されました経緯にかんがみ、同答申との関係につき検討いたしました結果、同答申の趣旨は、国民生活局の構想と大筋において合致するものと思われまして、前回案につき一部修正を行ない、一般消費者の保護に関する規定を独立させましたほかは、実質的に前回と同案といたしております。

申の消費者行政評議会の構想等を考慮し、その性格にふさわしいものとしたものであります。次に、定員の改正について申し上げます。つきましても御説明いたしました国民生活局の設置に伴いまして、経済企画庁の審議官一人を減らし、その定員を同局に振りかえるとともに、関係事務の充実に期するため、十一人の定員増加をいたしたいと考えている次第であります。なお、本年十月一日からOEC D駐在官一人を予定してあり、これを外務省の定員に振りかえることといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(柴田榮君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田榮君) では中断をいたしております。この防衛に関する調査を議題といたし、伊藤君の御質疑を続けていただきます。

○伊藤頭道君 この航空自衛隊保有の陸上の射撃場について調べてみますと、北海道千歳の近くに島松という射撃場があるだけなんです。ほかにはない。その島松も非常に狭い。そして冬になると雪が降って使えない射撃場なんです。そこで、北海道からわざわざ三沢とか水戸、こういった米軍の射撃場を借りて訓練をしておられるのが実情であろうと思っております。そういう結果、どうして無理が生ずる。無理が生ずるといことは、結果論からいって、人命軽視ということになるわけですね。そういうことにならうと思っておりますが、この点はいかがですか。

○政府委員(島田豊君) 現在空対地の射撃に使用しておりますところの射撃は御指摘のとおり、島松の射撃場、それから米軍が管理しておりますところの三沢射撃場並びに芦屋の射撃場、これでございます。ことにF104の射撃につきましては、ただいまお話のございましたように島松が現在使用されておりまので、非常に限定をせられておられます。今回初めて射撃でございますけれども、こういった射撃場につきましては、十分な面積をとりまして射撃に必要あるいは爆撃につきましても危害が起らないように防止するのがたまたまでございます。今後におきましてはそういった広大なる射撃場の獲得ということにつきましては私どもとしても努力すべきであるというふうに考えておる次第でございます。

○伊藤頭道君 私のほうからお伺いすれば、防衛庁は、決して人命については軽視しない、これを前提としてなければならぬ、こういうことを従来から答え続けてきたわけなんです。しかし結局先ほどからお伺いしておられるように、南北に狭いという空対地の射撃訓練、こういったことになると、しかも当日はたまたま東の太平洋側非が常に荒れておつたので視界もよくさなかつたのでありまして、おつたので、ふだんやらないという悪条件の下、しかもなおかつ二重に、ふだん訓練をやっている南から北への訓練をやったわけですね。こういったことになると、これは相当無理な訓練をしようということにならぬですか。先ほどの過失ということに結びつくとおっしゃる、それは一部過失も確かにあります、誤認したのですから確かに過失もありましようけれども、誤認せざるを得ないような悪条件下であったということも大きな問題だと思っております。先ほど来お伺いしておられるように、そういうことをいっている、結果論としては無理を強行する、これはパイロット自体の人命軽視にもなるし、もし事故があれば国民にも被害を与える、あるいは生命あるいは身体あるいは財産にこういった問題が起きてくるわけですね。しかもこういった問題は米軍といわず、自衛隊機といわず、あやまちは繰り返されてきているのですね。こういった点で、よほどどこで抜本的に対策を講じないと、佐藤内閣は人命を尊重するとい

ろ大きなスローガン掲げていま訓令されております。その佐藤内閣の一言片である防衛庁が無理な訓練を強行するというところは人命軽視ということになるわけですね。そうするとおかしな点がないですか。佐藤内閣の訓令にも沿わない、という点になる。こういった点は非常にこの問題の一番ポイントだと思っております。

○政府委員(高橋清一郎君) 自衛隊の訓練の場合におきましては人命尊重ということが第一前提であらねばならない。これは当然なことでありまして、今日までの訓練もそうした面につきましては常に心がまえをそうした面に持ちまして、予定の計画、行事の内容といふものがきめられて、この事件につきましては空対地訓練といふものが初めて出たということから出たもので、結果でもあろうと思っておりますけれども、しかし、とにかく日本のこういった狭域な地域におきまして、まあ解航のいかにによりまして、どうも訓練の度合いが過ぎるぞと、この程度の内容でいいかというところを指摘される面もあろうと思っております。自衛隊のつとめいたしました防衛庁の任務、自衛隊のつとめいたしました防衛庁の任務、ましては、あとう限りの熱意を持ち、行事計画等につきましても無理のないような仕組みをとりまして今日までまいってきおられるわけでございます。したがって、訓練の問題になりますならば、どのような天候不順時でありましても、もうそういう今回のような誤射事件が起きないようなところまで熟達してあるということまで行っていないならばならぬのでございませうけれども、何にいたしましても、今回初めての訓練だと、再度申し上げますが、そういう面でありましても、やはり人間の、こういった言い方はどうかと思っておりますけれども、やはり人間でありましても、そのときの心理的狀況その他もあつて、こういった不祥事を惹起した、まことに申しわけないと思っておりますけれども、当庁といたしましては、とりあえずこうした天候が悪かつた

いうことが原因でございませぬならば、一応この際天候不良時におきましては射撃を中止するということをお内閣でまたた次第でございませぬ。したがって、いままで、またもう一つは、射場の内外の状況につきまして事前に操縦士にこまかいところまで徹底さすという熱意をとりとうという仕組みをとりましたような次第であります。

○中村順造君 閣連質問しますが、私は戦力を保持しておる自衛隊を否定しておる社会党の立場です。すから、よくわからないんですが、先ほど来の質疑応答を聞いておられますと、何か日本の空対地の演習場は一方所だというふうなお話ですね、あとはアメリカのを借りてやっておる。しかもこれは射撃場ですが、もちろん日本の土地を貸しておるわけですが、アメリカの場合は、これもわれわれは否定しておるんですが、日本で演習しても、またアジアの情勢によっては日本以外の土地に行つて、攻撃上飛行機を使う場合が考えられるわけですね。現実においてもしばしばそういうこともありまして、しかし、日本の場合はそういうことを考える必要がございませぬか。自衛隊というものは、もちろん憲法の定めるところによつて外国の領土を攻撃するようには考えられないわけですね。そのR104というのは優秀な戦闘機ですが、これは一体航空自衛隊というものは日本の至るところにありますが、地上を攻撃するということが想定されるんですか。それから考えていくと、なほどういふ日本の射撃場というのは北海道の千歳の近くに一方所だということですが、あまり必要がないからそういうことで一方所しかない。あと必要があれば、アメリカが使っておるのを借りて使う。こういうことから判断しますと、日本の飛行機が地上攻撃をしなければならぬという想定がどこから生まれるわけですか。それをまず聞かしていただきたい。

○政府委員(島田豊君) ただいまの御質問は、非常に防衛に関する基本的な問題でございまして、私教育局長といたしましてややその所管事項からはずれておるような感じがいたしますが、訓練の

状況につきましては、航空機は本来防空を任務といたしておられますけれども、やはり地上戦闘におきまして、それを航空の面から支援をするということが考えられますので、したがって、空対空の演習のみならず、こういう空対地の演習訓練も必要とされておるということでありませぬ。

○中村順造君 教育局長じやちよつと答弁しにくいくとおっしゃるから、どなたか答弁のできる人を出してください。

○政府委員(麻生茂君) 航空自衛隊の戦闘機についての任務であらうと思つておりますが、航空自衛隊の戦闘機の任務が防空戦闘に当たるといふのが主たる任務であることは御承知であらうと思つておりますが、それ以外に付随的に、万一敵の上陸が日本の本土に行なわれたという場合において、陸上自衛隊がこれを国外に撃退するために戦闘するわけでありませぬが、その陸上自衛隊の戦闘に航空自衛隊が支援協力をして地上射撃をやらるるいは爆撃を行なうということ、これは考えられるわけでございます。そのための訓練をやらる、こういうわけでありませぬ。

○中村順造君 いまの説明だと何か日本の本土に敵前上陸がなされるとブルドーザーがよく戦車に似ておるかもしれませぬが、戦車で日本の本土に一大戦車集団が敵前上陸をしたという場合を想定するから飛行機の演習をさせる、こういうことですか。

○政府委員(麻生茂君) そういふ考えに立脚しておるわけですか。

○中村順造君 この國が敵前上陸するのであるか、日本に。

○政府委員(麻生茂君) われわれはこの國を仮想敵國であるというものを具体的にきめておりませぬけれども、万が一いかなる事態が生じた場合におきまして、國土の安全というものははからなくちゃならぬという考え方に立脚をいたしまして、右のような考えをとつております。

○中村順造君 最近はどうか私は知りませんが、前は帝國陸軍海軍があつた時代には仮想敵國とい

うのがあつたわけですが、これをほぼこういう時期にはこういうことが想定されるということで敵前上陸あるいはこつちから先制攻撃をする、こういうことが私は軍人ではありませぬが、そういうことは一般論として考えられておつたわけですね。それなら納得できます。たとえばその仮想敵国は想定の上になつたことなんでしょう、いま私どもはかりに百歩を譲つて了承できるとして、いわゆるF104ジェット戦闘機はいわゆるいま前段に読まれた空対空の空襲に備えるあるいは原子爆弾を積んだ飛行機がきたときに攻撃をする、こういう場合の想定には納得することができないこともない。あるいは潜水艦で攻撃される、これは近代戦として特にいろいろな国の潜水艦がいつ日本に近寄つて日本を遠くから攻撃する場合も考えられる、今日の潜水艦の能力では、そういうものがあるいは飛行機によつて攻撃をする、こういうことは考えられるのだが、およそ敵前上陸をして本土に戦車集団が上つてきたものを攻撃するようにならぬ近代戦の自衛隊の作戦というのはどうですか、問題があるんじゃないですか。いろいろな日本本土に戦車があつてきて、それを飛行機で攻撃しなければならぬ、これは仮想敵の中に入りませぬか、近代戦の。もしそれが自衛隊の作戦担当者ほどなにか知りませぬけれども、そういうことを想定するならばこれは自衛隊のものに私は問題があると思つておるんです。どうですか、その点答弁できますか、どなたか。潜水艦ならこれは海の上でやればよい、もし練習をするなら、私が言つたように、潜水艦が想定の中に入るとするならば海の中に標的を設けてやればよい。あるいは空中戦を想定するならばしばしば空中戦の模擬戦でもやればよい。いま先ほど来伊藤委員が言つておられるように、非常に危険な、一秒間間違えれば一キロも違うところになつたが飛んでいくというよりなところを聞いておると、あまり必要がないからあまりやつたこともない、現実には地上の射撃場というものは、日本の航空自衛隊が持っているのは一方

所しかない。こういうふうなままの経過がある中で、天候の悪かつたあるいはこれは私は本人には気の毒かもしれませんが、これは業務上の過失です。誤認をするということ、これは人間だから私はそのことは責めはしませんけれども、おおよそ奇想天外な想定じゃありませんか。いままでの経過から見ても、そう無理をするところに、先ほど来言われておるような問題が出てくる、こういうことじゃないですか。

○政府委員(麻生茂君) 陸上自衛隊としましては、万敵の侵略があつた場合に備えるということを考えておるわけでございますが、それに對して航空自衛隊が陸上自衛隊の戦闘に協力するということ、当然考えられてしかるべきことではないかと私は思ひます。

○中村順造君 私は閣連質問だから長くやりませぬが、結局そこまで議論をすれば、自衛隊がそれでは何のために必要なのか、そこをまたさかのぼらなければならぬから時間がないからやりませぬけれども、まず私はそれは地上の場合には地上の場合としての想定ができるでしょう。もちろんいよいよ本土の上であるいは地上戦がなきにしてもあらずという大ざっぱな観念なら、これは仮想敵でございます。しかし、飛行機を今使つてやる場合には、飛行機なり潜水艦の任務というものは、おおよそ近代戦に即応した任務を授けるところにこれは合理性があるでしょう。マッハ二という非常に非常にスピードのある飛行機をそれは地上戦でも使われるかもしれませぬけれども、おおよそこれは砂漠の上でやる戦争とかなんとかいふなら別ですが、この狭い日本の本土に敵前上陸をさせれば、それをマッハ二の戦闘機で攻撃をしなければならぬというふうなそんな仮想を立てるところに、一口に言へば考え方の古さ、作戦の古さというふうなことがしるうとのわれわれにも考えられるのですが、これは議論はいたしません。議論はいたしません、要するに、先ほど次官も言われたように、それらの問題を含めてこれは無理だ

と、おおよそ仮想の上になつた想定そのものが無理

であると同時に、実際にやっておられることが、伊藤委員が指摘されたようにこれは無理ですよ。無理なところにあやまちが出てくる、こういう結論にならざるを得ないと思うのですが、次官、どうですか。それだけ私は次官のお答えを聞いてもうけつこうです。

○政府委員(高橋清一郎君) お説ごもつとも多々あると思うのですが、しかし、本来自衛隊の任務といたしましては、先ほど伊藤先生のお問いに対して申し上げましたように、狭い国土で、そうしてまたあまり度合いをこえての訓練の場があつてはならないというように、日常こまかいところまで配慮をいたしておるのでございます。人命尊重を第一義とし、そうして与えられた自衛隊の任務を遂行するという前提のもとに、あらゆる面におきます侵略の場合において自衛隊の取るべき任務は、その日常訓練いかんということに主眼を置かして、今日までのいろいろな点につきまします検討、訓練といふものが出てまいっておるわけでございます。いろいろな度合いが過ぎているのじゃないか、自衛隊のやっておる訓練の内容についてはいかんというところにつきましましては、いろいろまた御意見もあると思うのでございますけれども、私どもとしては私どもなりの、またいろいろ今日までとつてまいりました態度を是といたしまして、自衛隊員に対しては士気の高揚をはかり、与えられた任務遂行に邁進するようになり、常日ごろの説諭をいたしておるようなわけでございます。事情を御勘案賜りまして、今日の事故につきましましては、ぜひひとつ再度申し上げることになりましかれども、あと限りこうした事故の二度と繰り返しませんように一そらの配慮をいたしたい、こう思うわけでございます。

○伊藤道君 いま問題になりましたのは、防衛の基本問題についてはこれは他日に譲ることにして、なお若干質問を続けたいと思つて、この天ヶ森の射撃場ですね、これは小野防衛施設庁長

官の關係だと思つて、調べてみますと、十四年、同地区の原野とか採草地約三百八十ヘクタールを接収して米軍の三沢基地の専用の射撃場としたわけですね。そこで、自衛隊が空対地の射撃をやるときには、北海道に一カ所、先ほど言った千歳の近くの島松という射撃場があるけれども、かなり、冬は雪で使えない、こういう実情で三沢とか、水戸、こういうところに逗留して訓練をやる、こういうところが実情でしょう。考えてみると、日本の領土の一部を、日本の自衛隊が米軍にお願いをして、米軍の訓練のあいておるときだけ使わせてもらつて、こういう現実があるわけですね。それで、この点について、一体、どうも国民感情として割り切れぬ問題がある。日本には防衛の——いいか悪いかは、そういう基本問題をいふ言つておるのじゃないですよ。そういう仮定に立つて論を進めた場合でも、いい悪いは別問題としてやつた場合でも、日本の領土には、日本の航空自衛隊に必要なものは一つしかない。しかし、冬は使えない射撃場、使えない射撃場はないのと同じです。それで、冬は使えない、夏は使えないのだから、冬は雪が降つて使えないということ、は、もう全然ないということ。米軍に対しては、こういう射撃場を与えている。米軍が使わな

いときだけ特にお願いをして使わせてもらつて、こういう現実ですね。これはどうもわれわれには割り切れぬ問題がある。こういう点について御説明をいたしたい。

○政府委員(小野裕君) 対地射撃訓練場の問題については、いま御指摘のとおりの実態でございますが、これはわが航空自衛隊の、何と申しますか、整備と申しますか、発展と申しますか、そういうような見地から対地射撃の訓練の利用度が逐次ふえてきた。それに対して固有のそういう射撃場を持つていない。これは現実においてそのとおりでございますが、ただ、お話をうかがつておきまして、米軍に提供してこの射撃場を共同で使うということにつきまして、もう少ししっかりした立場を立てたいということについては、い

ろいろ検討しておるわけでありませう。たとえは共同使用というよりな形ではつきりした關係をとりたいというところは研究を続けておられます。

○伊藤道君 私は米軍の三沢基地近くにある射撃場、三沢基地を私は現実に行つて知つておるわけですね。実情をよく見ておるわけですね。そういうところは適當な場所とは考えられないわけですね。そういう問題とは離れても、いまの論理は成り立つわけですね。しかも、なおかつ三沢の射撃場については、先ほど言つたように、超音速のF104の空対地射撃訓練としてはきつめて不適切である、こういうふうな断言せざるを得ないわけですね。これは人間が機械を使うのだから、絶対にあやまちがないというところはあり得ないと思つておるわけですね。米軍もそして自衛隊も、後ほどまたお伺いしますが、そういう過去においてあやまちを繰り返してきた。あやまちがあることに、今後は極力努力をしてあやまちを二度繰り返さないようにいたします。もう答弁はきまつておるわけですね。そのつ

どつど必ずそういう御答弁があるわけなんです。今後は繰り返さない。にもかかわらず、こういうあやまちを繰り返して繰り返して行なつておる、これが現状なんです。したがつて、ここで問題なのは、人間が機械を使うのだから、あやまちがないことを切望するわけですね。ときにあやまちがあるでせう、真にやむを得ない事情で、そういう場合でも、なおかつたとえそれが墜落してもその下に国民の生命身体、財産には、特に生命身体には危険がない、こういう地区での訓練が徹底的に必要ではなからうか。先ほど来の問題として、佐藤内閣は人命尊重を標榜しておる。したがつて、その一環の官庁である防衛庁としても人命尊重という基本的態度の上に立つてすべてを計画し進めていかなければならぬ。これは理の当然だと思つておる。にもかかわらず、一たんあやまちが不幸にしてあると、必ず問題を起こしておる。幸いに人命身体には危険は今回はないから、たまたま生命の脅威は免れたわけですね。

あれが的確にブルドーザーに機関砲のたまが一つでも当たつたら、これは問題はさらに大きく発展すると思つておる。今度の場合は不幸中の幸いとして人命身体には死傷はなかった。たまたまなかつたということであつて、今後ないということに期せられぬわけですね。こういう問題をあわせて考えてみたときに、こちらに一つの問題点があるのじゃないかと考えられるわけですね。こういう点はいかがですか。

○政府委員(小野裕君) この種の射撃訓練場といふものが絶対安全な地点に設定でき得ますならば、申すまでもなくけつこうなことでございませうが、御承知のように、今日の事情といたしまして、他に適地を求めて移るといふことは容易なことではありません。そういう意味におきまして、事故の起こらないように最善を尽くしまして、万全を期しまして、現在のところでもやらしていただく以外に方法がない、このように思つております。

○伊藤道君 ここに標的を誤認して誤射した板垣二尉の話の一端として報導されたのを見ますと、本人は三沢の米軍射撃場ではこれまで数回訓練を行つており、標的の位置はよく知つておつた。この日は天候が悪かつたので、いつもと違つた。この日は天候が悪かつたので、いつもと違つた。コース、すなわち西から東でなく、南から北へ、と、そういうコースをとり、射場に入ったのだけれども、ほんとうに標的だと思つた、もうそこらに一つの誤認という問題が出てきたわけですね。だから過失には違いないわけですね。しかし、いまでも標的だと思つていろいろ相自信を持つておるわけですね。結局、過失ではあつたけれども、過失だけとして片づけられぬ問題であるといふことは先ほど来お伺いしてきたわけですね。そこで板垣二尉の航空歴その他の実績は一体どの程度のものか、これを概要だけ御説明いたしたい。

○政府委員(島田豊君) 本人は三十年六月、第一期の航空学生として自衛隊に入つておられます。今日までジェット機によりまして、この飛行時間が千五百五十二時間、F104の飛行時間が二百一十時間、

これは二月二日、当日現在の飛行時間でございませう。

○伊藤道君 ジェット機の航空歴は千五百時間以上ということになると、相当のベテランということが言えると思うのですね、その時間のほうから見ますと。しかも二尉にもなっている。働き盛りという、精銳の一人だということです。そういう訓練を受けたパイロットですら、そういうパイロットですらこういう誤認という問題が起こるわけです。しかも、こういう悪条件下に、そういう超音速のF104 Jからの空対地射撃訓練ということになると、これは容易でない問題が今後繰り返されると思うのです。たまたまこの目標の誤認による誤射という問題は、自衛隊としては初めてではあったでありましようけれども、今後もあり得る問題だ。そこで問題は、今後一体防衛庁としてはどういう手を打つか、こういう問題に帰結できると思ふんです。あやまちを二度繰り返さないために。新聞などによると、敵軍に注意するよう防衛庁としては通達を出した。なかなか通達一本でこういうことは解決する問題じゃないと思ふんです。防衛庁自体としても、先ほど来一部御説明のあった、いわゆる悪天候下に無理をしない、そういうことを含めていろいろな施策が早急に検討されておると思う。そういうことに対する今後の対策についての、詳細、具体的なものはまだ出ないでしようが、そういう基本的な考えをひとつ政務次官からお聞かせいただきたい。

○政府委員(高橋清一郎君) こうした事故のたび重なる不祥事につきましては、まことに申しわけないと思ふのであります。いまの三沢射撃場の事故からまいりますと、あやまちの対策をいたしましては、先ほど申し上げましたのであります。天候不良の場合等におきましてはひとつ射撃はやめる。操縦士につきましてはもっとこまかいところまで徹底させるということ、先般の防衛庁幹部会におきまして、とりあえずの問題といたしまして、当面の対策として直ちにとりました内容のものでございます。なお、こまかいことにつ

きましては局長から説明させていただきますが、今後のこれらの問題、統いておられますから、根本的な、それからどうあらねばならないかということにつきまして、長官ともよくひとつ連絡をとりまして、近くそうした具体的施策を講ずるといふ面におきまする協議会を持ちたいと思ひます。とりあえず、具体的な問題につきましては局長から説明させていただきます。

○伊藤道君 基本的な心がまえを伺ったわけですから、詳細については他日に譲りたいと思ひます。そこで、最後にこの問題について一点お伺いしますが、水戸の射撃場場について地元から強い声で移転問題が出ておることは、防衛庁、よく御存じだと思ふんですが、ところが、これが三沢の今回の問題に関連しまして、こういう問題がある、地元では一そり移転要求が強くなつておる、こういうことを聞いておるわけですが、現実的にここに手元にあります、水戸射撃場場返還に関する要請書、茨城県の県会議長が二百万県民を代表して、こういう要請書が現実にあるわけですが、これは私が言うまでもなく、過去において事故は三百余件も起きておるわけ。とうとう人命が二十名に及んで犠牲が払われておる。しかも、付近には日本でただ一つの原子力センターをかかえておる非常に危険な地区である。こういう問題が、この三沢基地の問題と関連して、いま茨城県民が、こりやつて基地の移転を、強く返還を要請しておるわけ。これが関連がございますので、この問題について、ひとつ防衛庁としてのお考えをこの際お聞きしておきたいと思ふんです。過去において三百件もあやまちがあつて、二十名も人命がそこなわれておる。これは容易ならぬと思ふ。しかも、いま指摘したように、原子力センターをかかえておる非常に危険な地区で、そういうあやまちが繰り返されておる。したがって、茨城二百万県民があつてこの返還を要求しておる。こういう問題が、三沢のこのあやまちを契機として一そり強まっておるわけ。こういう問題

をどうなさるおつもりか。民生安定を標榜しておる防衛庁としては、これを一笑に付すわけにはいかぬと思ふ。大きな課題として緊急に検討すべき問題の一つであらうと思ふ。こういう観点からこの問題に対する基本的なお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小野裕君) お話のように、水戸の射撃場場の返還の問題は多年の懸案でございまして、地元からの強い要望がございまして。私どもも、米軍ともいろいろ折衝をいたしたいのでございまして、米軍といたしましては、関東あるいはその周辺というか、この関東地区にどうしても一つ要るんだ、かわりをつくってくれなければならぬ。そういうことから、私どももいたしましては、そういう区域内で他に移す場所があるかないかというところにつきましていろいろ検討を続けてまいり、また、現にいろいろな調査をしておるわけでございますが、まだ私どもとして、これは計画をするという段階までになっていないことはまことに残念に存じます。

また、その過程におきまして、先ほど申し上げました、米軍側がかわりの射撃場がほしいという条件でございまして、なかなかきつ条件でございまして、まあ一口に言うならば、現在程度なことを条件にしておるものでありますので、それではとうとう今日の日本の国土の中で考えられませんか、そういうした具備条件というものを緩和していただけないものかというところについて、これまた米軍といろいろ下折衝をしておるわけでありまして、この点につきましても、米軍側としてはなかなか譲る気配がございせん。結局今日の段階といたしましては、米軍に対してさらに重ねてそうした代替地の条件を緩和することに同意していただけるようにという折衝と、また私ども、かわりになるような適当な土地の物色と

申しまするか、調査と申しますか、そのほうに力を入れておる、こういう段階であるということをお申し上げたいと思ひます。

○伊藤道君 いま一つ関連してですね、これは三十二年以来私は数十回にわたって当内閣委員会でお尋ねしている問題ですね、太田大泉の返還、飛行場返還問題、これもあやまちということになると、あるときはジープが落ちた、あるときは電気通信機あるときはドラムかん、こういう、そのつどあやまちが繰り返さないといいことで、太田大泉市民の頭上でそういう投下訓練をやつておる結果、あやまちでこういう三つの大きな事件があつたわけ。この問題をいま詳しくお伺いする予定もございせん、また時間もありませんので、現在の経過、今後の見通し、そういうものについてごく概要だけを御説明いただきたい。

○政府委員(高橋清一郎君) 過般の本委員会におきまして、先生からもこの問題につきまして御指摘ございました。その後長官、施設庁長官であります、よく横の連絡をとりまして、何とかできぬものかということである。いろいろアメリカに対して折衝等続けてまいつたわけでございます。その見通し、経緯ということにつきまして申し上げたいと存じます。

この太田大泉飛行場の返還につきましては、アメリカ側といたしましては、どうしても代替施設が提供されない限り返還に応じないということ、実は明らかにおるのでございまして。したがって、日本側といたしましては、現存の駐留軍または自衛隊の施設を代替地といたしまして使用することの可能性について検討するようアメリカ側に求めたわけでございます。検討することにつきましては、アメリカ側につきましても、その後の回答でございまして、相馬原演習場などを中心にしていたしまして敷力所の候補地について具体的に検討したのであるが、いずれも代替地としては適当ではないという申し出を受けたような次第でございまして。しかしながら、お話がございましたように、関係の皆さま方の非常な御熱意もござい

ますので、そういう回答を得たからというてず、あきらめるという気持ちにはございません。一、その熱意をもちまして今後とも当庁といたしましては再考慮方を強く要請するという態度をとる次第でございます。

○伊藤頭道君 この問題は、先ほども一点指摘申し上げたように、三十二年以来、当時の赤城防衛庁長官以下歴代の長官が期日を明確にして返還するというところまでこの内閣委員会に確約しておるわけです。そういう事情にもかかわらず、いまだに御報告のあつた程度に終わつておるわけです。この問題はきよは予定ではございませんで、ただ関連があつたからお尋ねするのですが、近くこの問題はあらためてお尋ね申し上げますから、誠心誠意自信を持っていかに努力したか、具体的にご努力をされたか、この御答弁が出来るようにひとつ早急に手を打つていただきたいと思います。

○政府委員(高橋清一郎君) 真相を申し上げます。二月二日の十八時三十七分ごろであります、横田基地所属のT33練習機が西武町大字野田九千九百九十の一及び狭山市大字笹井四十七番地付近に墜落いたしました。機体は四散し、塔乗員二名が即死いたしましたものでございます。本事故に

よりする損害は、目下所管の東京防衛施設局及び入間川防衛施設事務所におきまして調査中でございますが、現在判明しておりますのは次のとおりでございます。

西武町大字野田八百十三、早川勝太郎所有家屋一部を破損、その他山林、茶畑等に相当広範囲にわたり被害があるようでございますが、被害程度は軽微でございます。人身に対する被害はございません。

事故発生と同時に東京防衛施設局事業部長であります、及び入間川事務所所長等を現地に派遣いたしました、被害者及び関係市町村に対し見舞いをいたしました。

なお、本事故により被害に對しましては、御存じの地位協定十八条によりまして早急に賠償を実施する所存でございます。

○伊藤頭道君 御説明によると、人命に損傷はなかつた、被害も寡少であつたと、こういう御説明で、たまたまこれは不幸中の幸いで米兵二名のこういう犠牲で済んだわけですね、やはりそういうかといつて、たまたまそういう結果であつたので、現に事故の中心地から約七百メートル離れた早川さんのお宅にはやはり車輪など家の中に飛び込んで一部損傷しているわけですね。それは、車輪が人間に当たつたらどういふ結果になるか。たまたま建物でよかつたわけですね。というように、先ほど来お伺いしておるので多くをお伺いいたしませんけれども、これは何といつても、たまたま生命身体には異常はなかつた。物的な被害もごく寡少であつた、だからいいといふことは言えないと思ふ。やはり先ほど申し上げたように、その地区住民に与えた精神上の不安の念は一掃すべくもないと思ふのです。

○政府委員(小野裕君) 米軍機の事故等がございました場合の取り扱いでございますが、事故の発生そのものと申しますか、あるいは事故防止の根本の対策というより問題につきましては、これは外務省の御所管でございます。米軍で事故発生を認知した場合には、直ちに外務省に通報する。外務省から各方面に御報告をいたします。また、いろいろと米軍あるいは政府としていろいろな措置をとるといふときには、これまた外務省からの連絡になるわけでございます。

ただ、実際問題といたしまして、こうした事故のあとの補償でございます、賠償でございます。この支払い事務といふ事は、それに従つて、その原因、情報等の調査、こうした仕事は防衛施設庁の担当でございます。で、補償事務が私どもの担当でございますので、私どもも最初から関係するわけでございます。大体、事故そのものというところにつきましては、防衛施設庁の直接の関係はございませんが、ただそう申しまして、いろいろ改善の問題もございまして、今後のいかに強はいたして行くわけでございまして、私どもも勉強した情報もございまして、これは車から正式の通報もあり、また、その他警察あるいは私どもの出先あるいは自衛隊、こうした方面で情報をキャッチしましたときに、それぞれ関係方面に連絡があるわけでございます。私どもは、外務省の筋と現地の筋と両方から事情を知るわけでございまして、先ほど申し上げましたように、基本的な筋は外務省でございます。それからこの事故の原因の究明とかあるいは事故の今後の防止の対策というよりなことにつきましては、これは当然日米双方でいろいろと検討しなければなりませんので、大きな問題については、合同委員会においてこれを取り上げるわけでございます。その合同委員会

が、非常に重大な問題の際にはどなたが行くとか、いろいろ程度の差はあつても、今回はどういふことであつたのか、そういうことを後日のためにお聞かせいただきたいと思ふのです。

○政府委員(小野裕君) 米軍機の事故等がございました場合の取り扱いでございますが、事故の発生そのものと申しますか、あるいは事故防止の根本の対策というより問題につきましては、これは外務省の御所管でございます。米軍で事故発生を認知した場合には、直ちに外務省に通報する。外務省から各方面に御報告をいたします。また、いろいろと米軍あるいは政府としていろいろな措置をとるといふときには、これまた外務省からの連絡になるわけでございます。

ただ、実際問題といたしまして、こうした事故のあとの補償でございます、賠償でございます。この支払い事務といふ事は、それに従つて、その原因、情報等の調査、こうした仕事は防衛施設庁の担当でございます。で、補償事務が私どもの担当でございますので、私どもも最初から関係するわけでございます。大体、事故そのものというところにつきましては、防衛施設庁の直接の関係はございませんが、ただそう申しまして、いろいろ改善の問題もございまして、今後のいかに強はいたして行くわけでございまして、私どもも勉強した情報もございまして、これは車から正式の通報もあり、また、その他警察あるいは私どもの出先あるいは自衛隊、こうした方面で情報をキャッチしましたときに、それぞれ関係方面に連絡があるわけでございます。私どもは、外務省の筋と現地の筋と両方から事情を知るわけでございまして、先ほど申し上げましたように、基本的な筋は外務省でございます。それからこの事故の原因の究明とかあるいは事故の今後の防止の対策というよりなことにつきましては、これは当然日米双方でいろいろと検討しなければなりませんので、大きな問題については、合同委員会においてこれを取り上げるわけでございます。その合同委員会

も、事故防止委員会という下部の機構を持つておりまして、これが日米の、しかも各方面の関係者をもつて組織しておつて、重大な事故等につきましては、その原因を追及し、また、今後の対策を検討するといふのをその委員会がいたしておるわけでありまして、その委員会にも、私どものほうも関与いたしておりまして、いろいろと米軍側とのいろいろな共同調査的な調査なり、研究なりをいたしまして、その結論が一致したときに合同委員会にこれを提示する。合同委員会として日米両政府においてそれについての措置を合議する、こういうよりな手順でこうした問題は取り扱つております。

○中村順造君 いまの問題と関連して、二、三委員長にお願いしたい。

先ほど射撃場の返還の要求の交渉をしてい、こういうことですが、何か聞いておると、よその領土を日本が貸してもらつておるといふような話だ。本来はこれは日本の領土だ。かわりを要求するとか何とか、それはいろいろ交渉はされておるでしょうが、一体だれが交渉しておるのか、その交渉の当事者をこの委員会に呼んでもらいたいと思ふ。先ほど伊藤理事が話されたように、交渉の当事者はだれか、どういふような話をしておるのか、だれがしておるのか、相手方はだれか、それをはっきりしてもらいたい。

それからもう一つは、先ほど私は、いわゆるマッハ二だといふような非常にスピードのある戦闘機で空対地の射撃の演習はやるべきでないといふ私の考え方が、施設庁長官は、ますます必要がふえた、それで非常に苦慮しておると、こういう話だから、まるで私と百八十度反対のことを考へておられる。だから、それは施設庁長官なり教育局長の管轄が知らぬけれども、これはやはりいろいろ考え方があるんだから、いま聞くと、日本の国へどっかの国の戦車が敵前上陸して、それを飛行機で防ぐといふような話、そういう考え方がとつたら、そのとおりだと言われるから、戦車が敵前上陸したとき防ぐには、戦車ごとを掘つたり、あるいは砲兵でこれを守ることもできる

九

し、いろいろな方法があると思うんだ。そこに議論がいろいろあるわけだ。それを飛行機で防ぐのか、攻撃するの、あるいは戦車ごとを掘つたり、いわゆるジークフリート線、ああいうような線と、いろいろ作戦的な方法があると思う。ただ施設庁長官とか教育局長だけの範囲でなしに、ここで何も作戦の議論をする必要はないけれども、事故があったことは無理だから、むしろそれから逆算するそんな演習までやる必要はないという議論になるかも知れぬから、そういう議論のできる対象の人をこの次は本委員会に呼んでもらいたい。大臣じゃわからぬですからね。大臣は何か軍人の上がりらしいけれども、現役の人を呼んでください。

○政府委員(小野裕君) 米軍に対して施設区域を提供する仕事は実防衛庁、さらにその中で防衛施設庁——私どものほうの所管になっております。ただ、日米双方の交渉関係につきましても、これは申すまでもなく御承知のとおり、地位協定によりまして日米合同委員会の合意を得て提供し、あるいは返還を求めるといふことになっております。日米合同委員会は外務省のアメリカ局長が日本政府の正式代表、私がその代表代理というふうな形になっております。これには関係各省の局長クラスの方が数名、日本政府の代表の代理の形で参加しております。この合同委員会が、その最終的な日米折衝をいたしまして、その結果は閣議の御了解を得て決定するわけでありまして、その合同委員会が、この米軍に対して提供している施設の問題を扱う場合に、さらにその下部機構として、施設特別委員会というものがございまして、これがまた日米双方のまた各関係者が委員になりまして、折衝をしているわけでありまして、その施設特別委員会は、実は私が日本側の代表者になっております。米側は府中の在日米軍司令部の施設担当の第四部長、あるいはあちらでは参謀副長と言っておりますが、施設担当の参謀副長が、その施設関係の委員会の先方の責任者、この施設特別委員会には、これまた関係各省の方

に参加していただいております。いろいろの問題をそこで検討をし、決定を得ましたならば、あるいは合意ができないならできないとして、これを合同委員会にあげまして、合同委員会は、ただいま申し上げましたように、日本側の代表は外務省のアメリカ局長でございしますが、先方の代表は在日米軍の参謀長で、ございまして。この両代表のもとに、関係委員が協議をして、合同委員会の協議を進める、こういう段取りになっております。○中村順道君 いま説明聞くと、これは大蔵大臣、待つておられるから、私はこれ以上やりますんが、言いたいことを言うというのが今度の佐藤総理の考え方だから、アメリカに対しては、いまの話を聞くという、機構的にも実に複雑なんだね。あなたの立場は、ちょうど非常に大事なことだけども、中間ぐらいの地位なんだ。だからその合同委員会で、強力にそのことを日本国を代表してやるというならば、もちろん大臣も言うだろうしね。当面その担当がアメリカ局長なら外務省のアメリカ局長を呼んで、一体だれがどういふ交渉をしているのか、これはいまの水戸の問題なんか重大な問題です。長い間の問題——しかも本院でも衆議院でも、科学技術特別委員会では、返還せよという決議をしているわけなんだ。そのそんなものを無視してかかるところに問題があるのですよ。だから今度は私がいまちょうど聞いたから、アメリカ局長が当面の責任者だと、こういうことだから、アメリカ局長は今度呼んでもらって、伊藤理事が先ほど次の機会にと言われたから適当な機会に呼んでもらって、それから現役の——いままぜ飛行機で対戦車の演習をどんどん危険をおかしてやらなければならぬかということをお明したいのです。この次、ひとつお願いします。

○委員(柴田栄君) ほかには御質疑はございせんか。——他に御発言がなければ、本件の調査は、本日はこの程度にとどめます。

○委員(柴田栄君) 次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。田中大蔵大臣。○国務大臣(田中角栄君) たいだいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。この法律案は、大蔵省の国有財産局に置かれていた臨時貴金屬処置部を廃止すること、銀行局に臨時貴金屬処置部を設けること、長崎税関に監査部を設けること及び定員の規定を改正すること等の諸点について所要の改正を行なうとするものであります。まず、第一に、国有財産局の臨時貴金屬処置部を廃止することであり、臨時貴金屬処置部は、接収貴金屬等の処置に関する法律により、昭和三十四年に設置され、接収貴金屬等の認定、返還等の事務を行なってきましたが、その後、事務処理は、順調に進んでおりますので、この際、臨時貴金屬処置部を廃止しようとするものであります。

なお、接収貴金屬等に関する事務については、引き続き国有財産局において処理することといたしております。第二は、銀行局に監査部を設けることであり、最近における保険事業の発展は日ざましいものがあり、これに伴い、保険行政も一段と複雑化してきておりますので、このような事態に対処するため、保険行政機構の一そりの整備、充実をはかる必要があらわれます。第三は、長崎税関に監査部を設けることであり、現在、税関の機構は、長崎税関を除き、総務部、監視部、業務部、監査部の四部制をとっております。長崎税関においては監査の事務を業務部において行なっておりますが、監査事務の重要性にかんがみ、責任体制の明確化、関税行政の充実強化をはかるため、長崎税関に監査部を設置し、よりとするものであります。最後は、定員に関する規定であります。税関の

事務量の増加に伴う第一級税関職員を増員百四人、国稅事務の円滑な執行をはかるための国稅職員を増員二百人、造幣局一人、合計三百五人を増員しようとするものであります。以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。○委員(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。午後零時二十九分散会。

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。一、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。第五條中「五局を」を「調整局を」國民生活局に改める。第七條中第六号から第七号の二までを削り、第八号を第六号とし、同條第九号中「総合調整に関すること」の下に、「他局の所掌に属するものを除く。」を加え、同條を同條第七号とし、同條の次に次の一條を加える。(國民生活局の事務) 第七條之二 國民生活局においては、左の事務をつかさどる。一 國民の合理的な生活水準及び生活構造の策定並びに國民生活の安定及び向上に関する基本的な經濟政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。二 一般消費者の保護に関する基本的な經濟政策及び計画の総合調整に関すること。三 生活環境の整備その他國民の日常生活の改

善に関する基本的な経済政策及び計画の総合調整に関すること。

四 物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。

五 長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画であつて、国民生活の安定及び向上並びに物価に関するものの実施に関する総合調整に関すること。

六 国民生活研究所に関すること。

第十二条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第十四条第一項の表中国民生活向上対策審議会の項を次のように改め、国民経済計算審議会の項を削る。

国民生活審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国民生活の安定及び向上に関する基本的な経済政策及び計画等に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項につき内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べること。
---------	--

第十五条中「五百八十人」を「五百九十一人」に改める。

附則第三項を削る。

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 経済企画庁の定員は、改正後の第十五条の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、五百九十二人とする。

昭和四十年二月九日印刷

昭和四十年二月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局